

## 野洲市資料提供

提供年月日	令和7年11月25日
担当部課	政策調整部 財政課 077-587-6069
連絡先	総務部 総務課 077-587-6038

### ＜案件内訳＞

1. 補正予算	9件
2. 条例制定・改廃	9件
3. その他	1件
	19件

### 令和7年第6回野洲市議会定例会提出案件

#### 1 補正予算 9件

##### □議第80号 令和7年度野洲市一般会計補正予算（第5号）

###### ①予算額

- ・補正前予算額 27,073,068千円
- ・補正額 3,500千円
- ・補正後予算額 27,076,568千円

###### ②補正の概要

###### 【歳入】

- ・繰越金の増額 (3,500千円)

###### 【歳出】

- ・野洲駅南口イルミネーション事業の開催に係る商工業振興事業補助金の増額 (3,500千円)

##### □議第81号 令和7年度野洲市一般会計補正予算（第6号）

###### ①予算額

- ・補正前予算額 27,076,568千円
- ・補正額 392,096千円
- ・補正後予算額 27,468,664千円

###### ②補正の概要

### 【歳入】

- ・介護給付費及び訓練等給付費のサービス利用増加に伴う障害者自立支援費負担金（国庫支出金（98,601千円）及び県支出金（49,301千円））の増額
- ・障がい児通所給付費のサービス利用増加に伴う障害児施設給付費等負担金（国庫支出金（6,655千円）及び県支出金（3,327千円））の増額
- ・中学校（中主、野洲、野洲北）における体育館空調設置工事に係る学校施設環境改善交付金の計上（31,469千円）
- ・中学校（中主、野洲、野洲北）における体育館空調設置工事に係る中学校施設整備事業債の計上（66,900千円）

### 【歳出】

- ・障がい者に対する介護給付費の支出見込みに伴う増額（51,146千円）
- ・障がい者に対する訓練等給付費の支出見込みに伴う増額（146,056千円）
- ・中学校（中主、野洲、野洲北）における体育館空調設置工事に係る工事請負費の計上（109,204千円）
- ・保育士の派遣人数減による委託料の減額（△37,467千円）

### ③債務負担行為

- ・野洲駅前市有地における社会実験支援業務に係る債務負担行為の追加  
(期間：令和7年度から令和8年度まで 限度額：12,000千円)
- ・コミュニティセンターひょうずLED化事業に係る債務負担行為の追加  
(期間：令和7年度から令和8年度まで 限度額：37,000千円)
- ・野洲川MIZBEステーション整備事業に係る債務負担行為の追加  
(期間：令和7年度から令和9年度まで 限度額：1,350,000千円)
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機・自動起動機更新事業に係る債務負担行為の追加  
(期間：令和7年度から令和8年度まで 限度額：13,900千円)
- ・中学校（中主、野洲、野洲北）における体育館空調設置事業に係る債務負担行為の追加  
(期間：令和7年度から令和8年度まで 限度額：168,700千円)

## □議第82号 令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### ①予算額

- ・補正前予算額 4,485,876千円
- ・補正額 20,352千円
- ・補正後予算額 4,506,228千円

### ②補正の概要

### 【歳入】

- ・保険給付費支給見込み額増額に伴う保険給付費普通交付金の増額（26,560千円）
- ・人事異動及び給与改定による職員給与費等繰入金の減額（△7,546千円）

【歳出】

- ・高額療養費給付金の増額（24,000千円）
- ・人事異動及び給与改定による人件費の所要額を減額（△8,039千円）

**□議第 83 号 令和 7 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）**

①予算額

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| ・補正前予算額 | 8 8 1, 5 9 7 千円 |
| ・補正額    | △ 8, 0 4 5 千円   |
| ・補正後予算額 | 8 7 3, 5 5 2 千円 |

②補正の概要

【歳入】

- ・人事異動及び給与改定による職員給与費等繰入金の減額（△8,045千円）

【歳出】

- ・人事異動及び給与改定による人件費の所要額を減額（△8,045千円）

**□議第 84 号 令和 7 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）**

①予算額

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| ・補正前予算額 | 4, 7 5 4, 0 3 0 千円 |
| ・補正額    | 2 1, 9 6 4 千円      |
| ・補正後予算額 | 4, 7 7 5, 9 9 4 千円 |

②補正の概要

【歳入】

- ・地域密着型介護サービス給付費の増額に伴う国庫補助金分（3,094千円）及び支払基金交付分（3,341千円）、県補助分（1,547千円）の増額
- ・人事異動及び給与改定による人件費に係る国庫補助分（△6,431千円）及び支払基金交付分（△1,423千円）、県補助分（△3,216千円）の減額

【歳出】

- ・地域密着型介護サービス給付費の増額に伴う負担金の増額（12,375千円）
- ・人事異動及び給与改定による人件費の所要額を減額（△18,324千円）

**□議第 85 号 令和 7 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号）**

①予算額

- |         |               |
|---------|---------------|
| ・補正前予算額 | 2 7, 9 8 4 千円 |
| ・補正額    | 3, 3 5 8 千円   |
| ・補正後予算額 | 3 1, 3 4 2 千円 |

## ②補正の概要

### 【歳入】

- ・合葬墓使用料の増額（2,000千円）

### 【歳出】

- ・墓地公園整備管理基金へ積立金の増額（2,917千円）

## □議第 86 号 令和 7 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）

### ①予算額

#### 【収益的支出】

- ・現計予算額 1, 079, 139千円
- ・補正予算額 12, 398千円
- ・補正後予算額 1, 091, 537千円

#### 【資本的支出】

- ・現計予算額 1, 458, 841千円
- ・補正予算額 △1, 285千円
- ・補正後予算額 1, 457, 556千円

### ②補正の概要

#### 【収益的支出】

- ・委託料の増額（12,000千円）、材料費の増額（500千円）
- ・手当の減額（△438千円）、賞与等引当金繰入額の減額（△104千円）、報酬の増額（134千円）、法定福利費の減額（△78千円）、通信運搬費の増額（373千円）

#### 【資本的支出】

- ・給料の減額（△455千円）、手当の減額（△451千円）、賞与等引当金繰入額の増額（14千円）、法定福利費の減額（△393千円）

## □議第 87 号 令和 7 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

### ①予算額

#### 【収益的支出】

- ・現計予算額 1, 598, 186千円
- ・補正予算額 7, 677千円
- ・補正後予算額 1, 605, 863千円

#### 【資本的収入及び支出】

##### 〔収入〕

- ・現計予算額 484, 567千円
- ・補正予算額 7, 642千円
- ・補正後予算額 492, 209千円

〔支出〕

- ・現計予算額 1, 026, 852千円
- ・補正予算額 13, 948千円
- ・補正後予算額 1, 040, 800千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・給料の減額 ( $\triangle$ 2,362千円)、手当の増額 (440千円)、賞与等引当金繰入額の減額 ( $\triangle$ 299千円)、報酬の減額 ( $\triangle$ 1,989千円)、退職給付費の増額 (294千円)
- ・有形固定資産減価償却費の増額 (2,393千円)
- ・有形固定資産除却費の増額 (7,418千円)
- ・企業債利息の増額 (1,929千円)

【資本的収入】

- ・社会資本整備総合交付金の増額 (7,642千円)

【資本的支出】

- ・給料の増額 (274千円)、手当の増額 (200千円)、賞与等引当金繰入額の減額 ( $\triangle$ 2千円)、法定福利費の増額 (137千円)、委託料の増額 (13,097千円)
- ・元金償還金の減額 ( $\triangle$ 1,929千円)
- ・国庫補助金返還金の計上 (2,171千円)

**□議第 88 号 令和 7 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 1 号）**

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 3, 933, 000千円
- ・補正予算額 12, 875千円
- ・補正後予算額 3, 945, 875千円

〔支出〕

- ・現計予算額 3, 933, 000千円
- ・補正予算額 12, 875千円
- ・補正後予算額 3, 945, 875千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 6, 021, 843千円
- ・補正予算額  $\triangle$ 1, 798, 038千円
- ・補正後予算額 4, 223, 805千円

#### 〔支出〕

- ・現計予算額 6, 246, 603千円
- ・補正予算額 △1, 815, 723千円
- ・補正後予算額 4, 430, 880千円

#### ②補正の概要

##### 【収益的収入】

- ・一般会計負担金の増額 (4,865千円)
- ・県補助金

滋賀県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金の計上 (7,960千円)、認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業補助金の計上 (50千円)

##### 【収益的支出】

- ・医師給の減額 (△9,000千円)、看護師給の増額 (5,000千円)、医師手当の減額 (△14,000千円)、看護師手当の増額 (13,800千円)、医療技術員手当の増額 (6,000千円)、会計年度任用職員給の増額 (8,000千円)、会計年度任用職員手当の増額 (11,000千円)、法定福利費の増額 (7,666千円)
- ・消耗品費の増額 (1,500千円)、修繕費の減額 (△25,200千円)、委託料の増額 (3,000千円)
- ・研究雑費の増額 (700千円)
- ・企業債利息の増額 (9,729千円)、一時借入金利息の減額 (△5,925千円)

##### 【資本的収入】

- ・病院事業債の減額 (△1,801,600千円)
- ・一般会計負担金の減額 (△1,339千円)
- ・一般会計出資金の増額 (4,178千円)
- ・労災レセプトオンライン化普及促進導入支援金の計上 (723千円)

##### 【資本的支出】

- ・委託料の減額 (△10,159千円)、工事請負費の減額 (△1,802,885千円)
- ・元金償還金の減額 (△2,679千円)

## 2 条例制定・改廃 9件

### □議第89号 野洲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

乳児等通園支援事業（通称、こども誰でも通園制度）について、令和8年4月1日から事業を開始するにあたり、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため制定する。

#### ○第1章 総則

#### ○第2章 乳児等通園支援事業に係る通則や区分、一般型と余裕活用型それぞれの設備及び職員の基準等

### ○第3章 雜則

施行日 公布の日。ただし、第23条の規定は、令和8年4月1日

## □議第90号 「乙窪里ノ内」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

都市計画法第19条第1項の規定により令和7年9月12日に決定した「乙窪里ノ内」地区計画の区域において、良好な住環境を確保するため、建築基準法の規定に基づき建築物に関する制限を定める。

- ・「乙窪里ノ内」地区計画の区域内における建築物について制限を設ける

建築物の用途の制限	戸建て住居専用
建築物の容積率の最高限度	80%以下
建築物の建蔽率の最高限度	50%以下
建築物の敷地面積の最低限度	165 m <sup>2</sup> 以上
壁面の位置の制限	敷地境界線から1.0m以上
建築物の高さの限度	10m以下

施行日 公布の日

## □議第91号 野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例

市街化調整区域に所在する土地及び家屋に対して課する都市計画税の課税対象となる区域について、新たに「乙窪里ノ内」地区計画の区域を追加するため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

## □議第92号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

新病院開院後の病院事業を見据え、現在の「野洲市民病院整備事業等審議会」の名称を「野洲市病院事業審議会」に、所掌事務内容を「病院事業に係る計画等の審議に関する事務」に改め、併せて委員の構成を変更するため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

## □議第93号 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、本市職員の給料等について、勧告に準じた所要の改正を行う。さらに、会計年度任用職員についても、勧告内容に鑑み所要の改正を行う。

### 【第1条】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・通勤手当の引き上げ

自動車等使用者に対する通勤手当について、使用距離が「10キロメートル以上

15 キロメートル未満」から「60 キロメートル以上」までの距離区分に応じて  
200 円から 7,100 円までの幅で引き上げ

- ・宿日直手当の引き上げ

1 回あたりの宿日直手当を 4,400 円から 4,700 円に引き上げ

- ・期末手当の引き上げ

正規職員 : <12 月>1.25 月 → 1.275 月 (+0.025 月分)

再任用職員 : <12 月>0.7 月 → 0.725 月 (+0.025 月分)

- ・勤勉手当の引き上げ

正規職員 : <12 月>1.05 月 → 1.075 月 (+0.025 月分)

再任用職員 : <12 月>0.5 月 → 0.525 月 (+0.025 月分)

- ・給料表（行政職、教育職）の改正（令和 7 年 4 月 1 日に遡及適用）

民間給与との較差（3.62%）を埋めるため、初任給及び月例給を引き上げ、

大卒初任給は 12,000 円、高卒初任給は 12,300 円程度の引き上げ

これらを踏まえ、所要の改定（平均改定率 3.3%）

## 【第 2 条】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・通勤手当支給額の上限額を引き上げ

自動車等使用者に対する通勤手当について、使用距離区分の上限を「85 km 以上」とし、「60 km 以上」の部分について 5 km 刻みで新たな距離区分を設ける。

- ・期末手当の期別間調整

正規職員 : <6 月>1.25 月 → 1.2625 月 <12 月>1.275 月 → 1.2625 月

再任用職員 : <6 月>0.7 月 → 0.7125 月 <12 月>0.725 月 → 0.7125 月

- ・勤勉手当の期別間調整

正規職員 : <6 月>1.05 月 → 1.0625 月 <12 月>1.075 月 → 1.0625 月

再任用職員 : <6 月>0.5 月 → 0.5125 月 <12 月>0.525 月 → 0.5125 月

## 【第 3 条】野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の期別間調整

100 分の 125 → 100 分の 127.5

- ・勤勉手当の期別間調整

100 分の 105 → 100 分の 107.5

- ・給料表の改正

行政職給料表の改正に伴い、月例給を引き上げ

## 【第 4 条】野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の期別間調整

100 分の 127.5 → 100 分の 126.25

- ・勤勉手当の期別間調整

100 分の 107.5 → 100 分の 106.25

施行日 公布の日（ただし、第2条及び第4条は、令和8年4月1日）

### □議第94号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち、特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を閣議決定したことを受け、本市議会議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

#### 【第1条】野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の引き上げ

$<12\text{月}>1.725\text{月} \rightarrow 1.775\text{月} (+0.05\text{月分})$

#### 【第2条】野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の期別間調整

$<6\text{月}>1.725\text{月} \rightarrow 1.75\text{月} <12\text{月}>1.775\text{月} \rightarrow 1.75\text{月}$

#### 【第3条】野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・期末手当の引き上げ

$<12\text{月}>1.725\text{月} \rightarrow 1.775\text{月} (+0.05\text{月分})$

#### 【第4条】野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・期末手当の期別間調整

$<6\text{月}>1.725\text{月} \rightarrow 1.75\text{月} <12\text{月}>1.775\text{月} \rightarrow 1.75\text{月}$

#### 【第5条】野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の引き上げ

$<12\text{月}>1.725\text{月} \rightarrow 1.775\text{月} (+0.05\text{月分})$

#### 【第6条】野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正

- ・期末手当の期別間調整

$<6\text{月}>1.725\text{月} \rightarrow 1.75\text{月} <12\text{月}>1.775\text{月} \rightarrow 1.75\text{月}$

施行日 公布の日（ただし、第2条、第4条及び第6条は、令和8年4月1日）

### □議第95号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する条例において、引用する項番号との整合を図るため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

### □議第96号 野洲市子育て支援会議条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市が認可を行った小規模保育事業所等において児童虐待が発生した場合に、その措置等について市は社会福祉審議会

等に報告を行うこととされたことから、既存の野洲市子育て支援会議を児童福祉法第8条第3項の規定に基づく児童福祉審議会に位置付けるため、所要の改正を行う。

- ・第1条 設置根拠となる法令に、児童福祉法第8条第3項を加える。
- ・第2条 所掌事務に児童の福祉に関する事項を加える。

施行日 公布の日

#### □議第97号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新病院の名称を「市立野洲地域医療センター」に、位置を「富波甲1294番地」に定めることに關し、所要の改正を行う。

施行日 規則で定める日

### 3 その他 1件

#### □議第98号 財産の交換について

野洲駅南口周辺整備構想の具現化に係る有効な敷地活用の観点から、現状カギ型となっている市有地の整形化のため、市有地隣接者であるレーク滋賀農業協同組合と財産（土地）の交換を行うことについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

##### 1 交換に供する財産

種類	所在	地目	地積
土地	滋賀県野洲市小篠原字宇立2180番2 の一部	雑種地	2.91 m <sup>2</sup>
土地	滋賀県野洲市小篠原字宇立2185番3 の一部	宅地	1,447.90 m <sup>2</sup>
土地	滋賀県野洲市小篠原字宇立2185番7 の一部	宅地	9.41 m <sup>2</sup>
計			1,460.22 m <sup>2</sup>

##### 2 交換により取得する財産

種類	所在	地目	地積
土地	滋賀県野洲市小篠原字宇立2142番3 の一部	宅地	1,415.57 m <sup>2</sup>
土地	滋賀県野洲市小篠原字宇立2142番16	宅地	275.58 m <sup>2</sup>
計			1,691.15 m <sup>2</sup>

### 3 交換の相手方

滋賀県大津市打出浜 14 番 1 号  
レーク滋賀農業協同組合  
代表理事理事長 木村 義典

### 4 交換の方法

物件の交換は、等価交換とする。

### 5 交換差額の補足

レーク滋賀農業協同組合は、市に対し、交換差額金 4,490 円を支払うものとする。